

余剰電力売却仕様書

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、しらがねダム管理用水力発電所の発電余剰電力売却について適用する。

(2) 件名 令和2年度 しらがねダム管理用水力発電所発電余剰電力売却

(3) 供給場所 上川郡美瑛町字白金

(4) 業種 水力発電施設

(5) 発電設備 出力900kWh

(6) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 6,600V

ウ 周波数 50Hz

エ 本線 1回線

(7) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力株式会社の52画14区88図44番80の68号柱引込みの美瑛町（以下「甲」という。）所有のしらがねダム管理用水力発電所構内第1柱に設置した甲の区分開閉器電源側接続点

2 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 予定売却電力 2,406,000kWh

(3) 供給期間 令和2年4月1日0時から令和3年3月31日24時まで

（但し、令和2年10月1日0時から令和3年3月24日24時までを除く）

(4) 売却単価区分及び時間帯区分別電力量 平日休日昼夜時間帯問わず一律とする。

(5) 余剰電力の計量

ア 毎月の売却電力量の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力計を介して購入者（以下「乙」という。）が行うものとする。

イ 計量日時は甲、乙が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。

ウ 毎月の売却電力量の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

エ 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量について、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

(6) 電力料金の算定及び支払い

ア 乙は甲に電力料金を毎月支払うものとし、電力料金は前号によって計量された売却電力量に契約単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の合計額を加算した額とする。

イ 前記アの電力料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。

ウ 甲は前記により算定された当該月分の料金を翌月の7日までに乙に請求し、乙は請求書を受領した日の属する月の25日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日（以下（支払期限）という。））に支払うものとする。

3 その他

(1) 権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(2) 環境に関わる付加価値の帰属

売却した電力は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における新エネルギー等電気相当量を含むものとする。

(3) 売却電力の増減

予定売却電力量は、運転計画の変更、水力発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、甲はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

(4) 接続供給契約

ア 余剰電力の供給のために別途乙と北海道電力株式会社の接続供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で北海道電力株式会社と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

イ 接続検討の申込みについては、甲の負担で甲が行う。甲は、乙が接続供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

ウ 接続供給契約に費用負担が生じた場合には、乙が負担する。

(5) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する一般電気事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産とし設置工事については、乙の負担で設置する。

イ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(6) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに基づき、甲、乙協議により定める。